

主催・共催・協賛・後援等に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人奈良県助産師会（以下、当会とする）が共催、協賛又は後援（以下後援等」とする）する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 共催 第三者が主催する催しについて、主催者と共同でその催しを開催することをいう。

(2) 協賛 第三者が開催の主体となる催しについて、法人がその趣旨に賛同し、応援、援助をすることをいう。ただし、応援・援助にあたっては、原則的に経費・労務の負担はないものとする。

(3) 後援 第三者が主催する催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助する場合であって、その催しへの関与が、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(対象事業)

第3条 後援等を行うことができる事業は、法人定款第3条及び第4条の目的に添うものでなければならない。

(承認基準)

第4条 後援等の依頼があった場合、下記の「承認することができる場合」に掲げるいずれかに該当し、かつ「承認できない場合」に掲げるいずれにも該当しないことを基準として個別に判断する。

「承認することができる場合」

(1) 公益性があると認められるとき

(2) 当会の会員にとって、有益であると認められるとき

(3) 事業の目的及び内容に照らし、必要と認められるとき

「承認できない場合」

(1) 営利を目的として特定の企業や団体の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき

(2) その運営方法が、公正でないと認められるとき

(3) その他、当会の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

(承認手続き)

第5条 後援等に関する諸手続きは以下のとおりとする

後援等を希望する団体から、後援等の申し入れがあった場合は、理事会において第3条・第4条の基準に則り承認の可否を決定するものとする。

(承認期間)

第6条 承認期間は、承認した時から当該事業が終了するまでとする。

(承認の取消し)

第7条 申請者が虚偽その他不正の手段により承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、または付した条件に反したときはその承認を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則 1 この規定は、令和6年 3月21日より施行する。